

広島県告示第三百五十三号

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱（平成二年広島県告示第八百三三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「県民生活部長」を「環境県民局長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。